

一般質問

食物アレルギーや偏食のある子どもへの給食対応について



星 雅人 議員



高瀬 重嗣 議員

指定難病について

質問…平成24年12月、食物アレルギーを持つ児童が学校給食終了後にアナフィラキシーショックの疑いで亡くなるという事故が発生したことを受け、文科省は「学校給食における食物アレルギー対応指針」を作成し、県も平成28年2月に「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」を発行しました。市でもアレルギーを持つ子供への給食対応が変わるようです。アレルギーを持つ子供への給食対応の現状と今後の方針を伺います。

回答…本市では学校ごとに児童生徒の実態を確認し、個々のケースに合わせた除去食や代替食の提供などの対応を行っています。アレルギーを持つ子供の対応人数により、調理工程が複雑になり事故につながる危険性が増えることが考えられるため、

文部科学省及び栃木県教育委員会が示すマニュアルに基づき、市として食物アレルギー対応の基本方針を作成中です。この指針では、原因となる食物を6品目とし、提供するかしないかの二者択一とした完全除去対応を原則とするなど、安全性を最優先にした内容となるよう検討しています。平成31年度からの本格運用開始を考えています。

質問…大田原市には指定難病患者はどのくらいいるのか。支援状況について伺う。

回答…平成30年3月31日現在、市内の成人442名と小児の70名が認定されている。相談事業や患者家族会等の情報交換会、就労支援なども行われている。

質問…特定疾患者福祉手当を受ける手続について伺う。

回答…市単独事業で受給者1人につき月額3000円を支給している。特定疾患者福祉手当認定申請書に県が発行する指定難病特定医療費受給者証、また小児慢性特定疾病医療受給者証の写し、振り込み口座を添付して申請をする。認定後は、申請の翌月分から支給となる。年に1度現況届の提出も必要となる。

質問…見た目ではわからない内部疾患や難病の方に配付されるヘルプマーク、認知度が低いと何の意味もない。市営バス等の優先席で、ヘルプマークをつけている人の表示はどうなっているのか。

回答…今現在のはしていない。ヘルプマークを必要な方に配付をして、ヘルプマークというのはこういうものだという周知をしていたが、再度広く周知をするように、今後検討していきたい。